

げんきサポートシステム要領

埼玉県立加須げんきプラザ

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県立加須げんきプラザ（以下「げんきプラザ」という。）において、げんきサポーター（以下「サポーター」という。）として、主催事業や施設の運営に参画し、利用者の活動を支援できる制度を設けるため、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 サポーターは、主に、げんきプラザで次の活動を行うものとする。

- 一 青少年対象主催事業への協力活動
- 二 青少年対象事業の企画、実施活動
- 三 利用団体への活動支援
- 四 施設整備への協力活動
- 五 その他、所長が必要と認めた活動

第3条 サポーターは、げんきプラザを拠点として活動する。

ただし、要請があったときは、他のげんきプラザ等で活動することができる。

(対象)

第4条 サポーターの登録は、15歳以上（中学生を除く。）の個人とする。

(登録)

第5条 サポーター登録は、げんきプラザで登録することができる。

(登録種別)

第6条 サポーターは、次の種別を選択して登録する。

- 一 一般 主催事業、受入事業等への支援活動全般を主とするもの
- 二 専門 野外活動・陶芸など専門的な分野の支援活動を主とするもの
(専門の分野については、げんきプラザで設定したもの)

(登録の申請)

第7条 サポーターとして登録をしようとする個人は、「げんきサポートシステム登録申請書」（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて申請する。

2 所長は、申請書が提出されたときは、登録基準に基づき可否を決定し、通知する。

(登録期間)

第8条 サポーターの登録期間は、登録が完了した日から、当該年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、サポーターが継続の意思を表明し、所長が承認する場合には、登録を継続することができる。

(連携)

第9条 サポーターは、登録期間内において、げんきプラザとの連携が容易に取れるよう配慮する。

(責務)

第10条 サポーターは、次の責務を負う。

- 一 当該年度に1回以上の主催事業への参加
- 二 当該年度におけるサポーターの研修・話し合い活動への参加
- 三 青少年対象事業の企画、実施への協力

(登録の取消)

第11条 サポーターに次の事項があったと認められたときは、所長は登録を取り消すことができる。

- 一 げんきプラザの設立の趣旨に沿わない行為があったとき
- 二 申請書等に虚偽の記載があったとき
- 三 社会的に信用を失墜するような行為があったとき
- 四 げんきプラザを利用するにあたり、著しいマナー違反があったとき
- 五 前条に掲げるサポーターとしての責務を履行しなかったとき
- 六 当該年度に活動実績がなく、第9条に掲げる連携が取れなかったとき

(研修)

第12条 サポーターは、自らの資質を高めるための研修活動の場として、げんきプラザの施設を利用することができる。

(連絡会)

第13条 サポーターは、げんきプラザの開催する連絡会に参加し、システムの理解を深め、情報交換を行う。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、その都度、所長が判断する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。